

令和7年12月2日招集

令和7年

第8回若桜町議会定例会会議録

(令和7年12月4日)

若桜町議会事務局

令和7年第8回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和7年12月4日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応 招 議 員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	中 尾 理 明
	3番	梶 原 明	8番	山 本 安 雄
	4番		9番	川 上 守
	5番	小 林 誠		
不応招議員				
出 席 議 員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	中 尾 理 明
	3番	梶 原 明	8番	山 本 安 雄
	4番		9番	川 上 守
	5番	小 林 誠		
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恒司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詩
	総 務 課 長	山口由企夫	教育委員会次長	下石 裕美
	企画政策課長	中島 毅彦	町 民 課 長	川戸 康之
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 务 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	谷本 剛
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

会議の顛末  
本会議（12月4日）

議長（川上守）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第95号 令和7年度若桜町新町団地事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第96号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第97号 令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第97号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第98号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第98号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第99号 令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

**議員（山本晴隆）**

はい。原案反対。

**議長（川上守）**

原案反対の方の発言を許します。6番、山本晴隆議員。

**議員（山本晴隆）**

私は議案第99号 令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第3号)、歳入の款 諸収入、項 雑入975万円減免の予算について反対の立場で討論いたします。

この索道事業指定管理者納付金の減免措置は複数の要因によるものと説明を受けましたが、主に2社によるリフト管理組合の共通リフト券、集計分配率見直しを協議したが、合意に至らなかったことと、今後、スキーパーの利便性等の低下と指定管理者が撤退の可能性があると説明を受けました。

しかし、本来指定管理を受ける際には同じ条件で他4社が公募されていたと記憶しています。しかも町民から選ばれた選考委員さんで決定した業者が管理期間の残り2シーズン前にこのような状況が起きたことは非常に残念に感じています。

せめて指定管理期間の終了後の提案であれば納得もできますが、現時点では不公平すぎます。よってこの予算に対して反対させていただきます。

**議長（川上守）**

ほかに討論はありませんか。

**議員（森田二郎）**

はい。原案反対。

**議長（川上守）**

原案反対の方の発言を許します。2番、森田二郎議員。

**議員（森田二郎）**

失礼します。同じく反対です。趣旨につきましては先ほどの山本議員と、主に同じですので省かせていただきますが、ただ、やはり契約期間途中の変更ということになりますので、これは先ほど言われた他の指定管理者や、選定に漏れた方々の不信を招き禍根を残すことになりかねません。

県議会の9月議会でこの指定管理者は、東郷湖羽合臨海公園の指定管理をこれから20年請け負っておられます。つまりそれほど経営の力があると推測できます。

できましたら、この指定管理者には、経営改善の努力を継続しながら契約を全うしていただき、期間終了時点で他の事業者とのバランスを見ながら、補助金対応等での協議をするという方法もあるのではないかと考え、この議案に反対します。以上です。

**議長（川上守）**

ほかに討論はありませんか。

**議員（谷口貴）**

はい。原案反対。

**議長（川上守）**

原案反対の方の発言を許します。1番、谷口貴議員。

**議員（谷口貴）**

はい。雑入975万円減免の予算について反対の立場で討論いたします。

市民の声を届けるのが議員の役目だと思います。この議案の説明を受けた後、私の周りの市民の声を聞いて回りました。皆誰1人として賛成される方はいませんでした。

氷ノ山を誇りに思っている方も今の現状に落胆されていました。市民は利益を生む観光地だと思われています。指定管理者の借金返済のために納付金を減免するような補正予算については反対いたします。

**議長（川上守）**

ほかに討論はありませんか。

**議員（梶原明）**

はい。原案反対。

**議長（川上守）**

原案反対の方の発言を許します。3番、梶原明議員。

**議員（梶原明）**

はい。私もほぼ同じ内容でございます。この件が出ました後、町民の方の思いや声を聞く機会がございました。そういうところを尊重して、私は原案に対し反対いたします。

**議長（川上守）**

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

議案第99号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立少数)

起立少数です。

したがって、議案第99号は否決されました。

**日程第6**

議案第100号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第100号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

## 日程第 7

議案第 101 号 若桜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 101 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 101 号は原案のとおり可決されました。

## 日程第 8

議案第 102 号 若桜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 102 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 102 号は原案のとおり可決されました。

## 日程第 9

議案第 103 号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

質疑を終結します。

議案第 103 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 103 号は原案のとおり可決されました。

## 日程第 10

議案第 104 号 若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。  
議案第104号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第11  
議案第105号 若桜町特別会計条例の一部改正について、を議題とします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(討論なし)  
討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
議案第105号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第12  
議案第106号 若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

討論はありませんか。  
(討論なし)  
討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
議案第106号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

議長（川上守）  
暫時、休憩いたします。

午前10時14分 休憩  
(追加日程配布)

午前10時18分 再開

**議長（川上守）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま町長から議案第108号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

議案第108号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

**追加日程第1**

議案第108号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

**町長（上川元張）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第108号 若桜町教育委員会の委員の任命について、でございますが、次の者を若桜町教育委員会の委員に任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所 八頭郡若桜町大字若桜○○番地○、  
氏名 森岡則明、昭和○○年○○月○○日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願ひいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第108号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり同意することに決定しました。

**日程第14**

請願第16号 「年金積立金の一部活用で、物価上昇に見合う年金引上げと年金保険料引下の検討を求める意見書提出」に関する請願書を議題とします。

審査の結果について、常任委員会の報告を求めます。総務産業教育民生常任委員会委員長、森田二郎議員。

**総務産業教育民生常任委員長（森田二郎）**

若桜町議会報告第19号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1、付託案件の名称、請願第16号「年金積立金の一部活用で、物価上昇に見合う年金引上げと年金保険料引下の検討を求める意見書提出」に関する請願書

2、審査の経過、令和7年12月2日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、12月3日に委員会を開催し慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3、審査の結果、当委員会に付託された請願第16号は、不採択とすべきものと決定しました。

以上でございます。

**議長（川上守）**

ただいま、総務産業教育民生常任委員会委員長から報告がありました。

質疑を省略し、これより討論に入ります。

請願第16号「年金積立金の一部活用で、物価上昇に見合う年金引上げと年金保険料引下の検討を求める意見書提出」に関する請願書について、討論はありませんか。

### 議員（中尾理明）

はい。8番中尾。原案賛成。

### 議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

### 議員（中尾理明）

はい。私は請願第16号に賛成です。年金額は、マクロ経済スライドにより、以前のような賃金上昇物価上昇に見合った年金引上げが抑制され、2025年も年金は、同様にマクロ経済スライドにより調整された増額分、1.9%から物価上昇率2.7%を差し引くと、0.8%の実質減額となっています。

今年の食糧費の値上げは、帝国データバンクによると、11月まで累計2万品目を超えており、みずほリサーチ&テクノロジーによると、昨年度より1世帯あたり8万7千円も家計負担額が増したが、物価高騰は今後も続くと予測されています。

年金積立金は、現役時代に、将来の年金生活のために支払ってきた保険料のうち、その時の年金給付残額を原資にしています。委員会の時には不正確な数字を申し上げましたけれども、調べたところ、年金積立金管理運用法人によると、2025年度第2四半期、9月末現在の年金積立金は282兆5,357億円となっています。これは、保険料納付者、国民の財産です。

この年金積立金の一部を使えば、年金引上げと年金保険料の引下げは十分可能です。国

民年金法第75条でも規定している国民年金事業の安定に資する目的にもかなうものとなり、将来の年金者である若者も、現在の年金者、高齢者も安心できるものと考えます。

高齢者の年金を抑え、それを若者の保険料低減に回すというような世論誘導がされていますが、私は、高齢者と若者を対立させるものであり、間違っていると考えます。高齢者の暮らしの安定が若者の将来の暮らしの安定へつながる年金制度であるべきです。以上で、賛成討論を終わります。

### 議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

### 議員（梶原明）

原案反対、3番梶原。

### 議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。3番、梶原明議員。

### 議員（梶原明）

はい。提案に対する趣旨は、年金受給者にとっては、本当に良いと思いました。しかし、示された数字や根拠などに疑問を持ちましたので、原案に対し反対いたします。以上です。

### 議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第16号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第16号は不採択とする

ことに決定しました。

#### 日程第15

議員提出議案第4号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、を議題とします。趣旨説明を求めます。梶原明議員。

#### 議員（梶原明）

議員提出議案第4号 若桜町議会委員会条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年12月4日提出。提出者、若桜町議会議員梶原明。賛成者、若桜町議会議員山本安雄、同じく森田二郎、同じく中尾理明。

若桜町議会委員会条例の一部を次のように改正をいたします。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

施行日につきましては、令和8年3月9日から施行するということにしております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、「閉会中の継続調査」の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、「閉会中の継続調査」とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり、「閉会中の継続調査」とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。

令和7年第8回若桜町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時30分 閉会